主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤謙吉の上告趣意(後記)第一点について、

刑の執行猶予の言渡をしなかつたことを以つて、憲法一三条に保障する人権を侵害したものといえないことは、当裁判所の判例とするところであつて、論旨はその理由がない。(昭和二二年(れ)第二〇一号、同二三年三月二四日大法廷判決参照)。同第二点は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められないから、 同四〇八条に従い全裁判官一致の意見により、主文のとおり判決する。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官